

○東京医科大学茨城医療センター 医療機器安全管理委員会規程

(目的)

第1条 東京医科大学茨城医療センター医療機器安全管理委員会（以下「委員会」という）は、上部組織たる東京医科大学茨城医療センター医療安全管理委員会（以下「医療安全管理委員会」という）の方針の下に、安全管理室と連携して下記事項について検討を行い、東京医科大学茨城医療センターにおける医療機器の安全管理のための対策指針を作成し、医療安全管理委員会に提案することを目的とする。

- (1) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- (3) 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集と提供
- (4) 医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。委員長は医療機器安全管理責任者、副委員長は臨床工学部主査とする。

- (1) 安全管理室長 1名
- (2) 統括安全管理者 1名
- (3) 医療機器安全管理責任者 1名
- (4) ジェネラル・リスクマネージャー 4名
- (5) 病棟医長
- (6) 診療部門 若干名
- (7) 看護部門 若干名
- (8) 看護部門を除く医療技術職部門 若干名
- (9) 資材課含む事務部門 若干名

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。欠員が生じたときは、前任者に準じて選任し、補充委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、毎月1回開催する。なお、必要に応じ、臨時に開催することが出来る。

(委員会の成立)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、安全管理室が担当し、連絡、議事録作成を行う。

(任務)

第7条 委員は、各部門のリスクマネージャーを通じ、機器情報の伝達、安全対策の確実な実施を図る。

附則

この規程は、平成 25 年 9 月 27 日から施行する。

組織図

